

## 議 事 概 要

|         |     |                                                                        |       |     |
|---------|-----|------------------------------------------------------------------------|-------|-----|
| 審議会名称   |     | 令和 7 年度第 1 回古賀市上下水道事業経営等審議会（書面会議）                                      |       |     |
| 開催日時    |     | （書類送付日）令和 7 年 4 月 2 2 日                                                |       |     |
| 開催場所    |     | 決定事項の報告のみのため書面による開催                                                    | 公開の可否 | 可   |
| 事務局     |     | 建設産業部 上下水道課                                                            | 傍聴者数  | 0 人 |
| 配布資料    |     | 別添配布資料一覧のとおり                                                           |       |     |
| 書面開催参加者 | 委員  | 浦野委員、木下委員、西本委員、宮崎委員、梶尾委員、中島委員、吉村委員                                     |       |     |
|         | 事務局 | 浦野上下水道課長、渋田上水道係長、松岡給排水係長、大砂総務・上水道管理係長                                  |       |     |
| 議事内容    |     | <p>水源転換の報告についての資料を送付した後、各委員からのご意見・ご質問を集約し回答を行う形で書面開催とした。→ご意見・ご質問なし</p> |       |     |

## 古賀浄水場の廃止と水源転換について（報告）

古賀市水道事業は、令和４年８月１日付「古賀市浄水場のあり方について（答申）」を踏まえ、他団体との協議を進めるとともに、令和５年６月３０日に設置された古賀浄水場のあり方調査検討特別委員会において審議し、令和５年１２月１５日付「古賀浄水場の廃止と水源転換を求める決議」が可決されました。

これにより、協議を進めていた北九州市との間で令和７年３月３１日付「北九州市水道用水供給事業の供給に関する確認書の一部を変更する確認書」を締結し、自己水源から北九州市用水供給事業からの受水へ水源転換することとなりましたので、報告いたします。

### 参考資料

「北九州市水道用水供給事業の供給に関する基本協定書」（平成２１年１１月１９日付）

— ①

「北九州市水道用水供給事業の供給に関する確認書」（平成２３年３月２８日付）

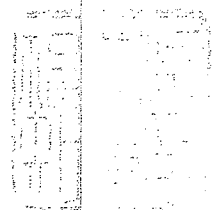
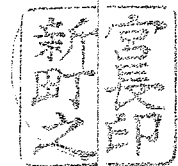
— ②

「北九州市水道用水供給事業の供給に関する確認書の一部を変更する確認書」

（令和７年３月３１日付）

— ③

北九州市水道用水供給事業の供給に関する  
基本協定書



## 北九州市水道用水供給事業の供給に関する基本協定書

北九州市（以下「甲」という。）、宗像市（以下「乙」という。）、福津市（以下「丙」という。）、古賀市（以下「丁」という。）及び新宮町（以下「戊」という。）は、北九州市水道用水供給事業（以下「水道用水供給事業」という。）の供給に関し、福岡県立会のもとに次のとおり協定を締結する。

### （基本事項）

第1条 甲は、乙、丙、丁及び戊に対し、水道用水を供給するものとし、乙、丙、丁及び戊は、甲に料金を支払うものとする。

### （給水量）

第2条 水道用水供給事業の1日最大給水量は、20,000立方メートルとする。

### （給水開始の時期）

第3条 水道用水供給事業の給水開始時期は、確認書で定める。

### （給水等の安定）

第4条 甲は、安定給水に努めるものとする。

2 乙、丙、丁及び戊は、安定受水に努めるものとする。

### （料金）

第5条 料金は、従量料金を基本とし、甲が定める。

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、料金について協議する。

### （経営）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、連帯して水道用水供給事業の経営の安定化を図るものとする。

### （水道用水の水質）

第7条 水道用水は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条に規定する水質基準に適合する浄水とする。

2 水道用水の水質の検査等については、確認書で定める。

### （確認書）

第8条 その他詳細については、協議の上、確認書で定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定に疑義及びその他必要が生じた場合、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、処理するものとする。

(効力の発生時期)

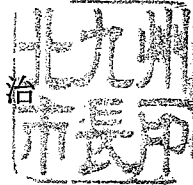
第10条 この協定の効力は、締結の日から生じる。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び立会人は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年 11 月 19 日

甲 北九州市  
代表者 北九州市長

北 橋 健 治



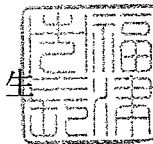
乙 宗像市  
代表者 宗像市長

谷 井 博 美



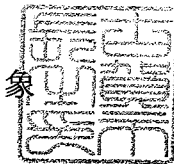
丙 福津市  
代表者 福津市長

小 山 達 生



丁 古賀市  
代表者 古賀市長

中 村 隆 象



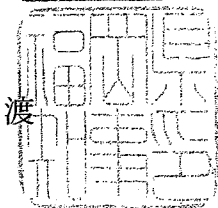
戊 新宮町  
代表者 新宮町長

中 野 昌 昭



立会人 福岡県  
代表者 福岡県知事

麻 生



## 北九州市水道用水供給事業の供給に関する確認書

北九州市水道局（以下、「甲」という。）、宗像地区事務組合（以下、「乙」という。）、古賀市（以下、「丙」という。）及び新宮町（以下、「丁」という。）は、北九州市水道用水供給事業の供給に関する基本協定書に基づき、北九州市水道用水供給事業（以下、「水道用水供給事業」という。）に関し、次のとおり確認書を締結する。

### （給水量）

第1条 水道用水供給事業の給水量は、別表1のとおりとする。

### （給水開始）

第2条 水道用水供給事業の給水開始の日は、乙、丙及び丁（以下、「受水事業者」という。）並びに甲が協議の上、定める。

### （料金）

第3条 料金は月額とし、その額は1立方メートルにつき100円に当該月の使用水量を乗じて得た額（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）とする。

- 2 前項の規定に関わらず、甲は暫定料金として別表2に定める料金を適用する。
- 3 甲は、前2項について、受水事業者と協議の上、変更することができる。
- 4 第1項及び第2項の料金には流域振興費を含むものとする。
- 5 受水事業者は、本条により算定された料金を、毎月、甲からの請求に基づき、甲の指定する日までに納入するものとする。

(料金の免除等)

第4条 甲は、災害その他特別の理由がある場合で特に必要があると認めるときは、前条の料金の全部もしくは一部を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前項の規定により、料金の減免又は猶予の措置を受けようとするものは、その理由を記した文書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

(供給の原則)

第5条 甲は、災害による水道施設の損壊、水道施設に関する工事の施行その他供給上やむを得ない事由があるときは、供給を停止し、又は制限することができる。

2 甲は、前項の供給を停止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ受水事業者にその日時、区域及び理由を通知しなければならない。ただし、緊急でやむを得ないときは、この限りでない。

3 甲は、前項の供給の停止又は制限による損害については、その責めを負わない。

(責任分界点)

第6条 甲と受水事業者との供給地点の責任分界点は、別紙施設概要図に示すとおりとす。ただし、別紙施設概要図によらない場合は甲と受水事業者が協議の上、別に定める。

2 通常時において、受水事業者は水量を調整するために、別紙施設概要図に示す甲の施設のうち、流量調整弁を操作するものとする。

3 緊急時において、受水事業者は別紙施設概要図に示す甲の施設のうち、水道メータを除く施設を操作できるものとする。ただし、緊急時の操作については、甲の指示のもと行うものとする。

(水質の検査)

第7条 甲は、受水事業者に供給する水道用水について、甲が定める水質検査計画に基づき水質の検査を行い、その結果を受水事業者に通知する。

2 水質の検査に必要な機器は、甲が設置する。

(供給量の計量及び認定)

第8条 甲は、計量に必要な水道メータを設置し、毎月1回定例日に計量を行う。

ただし、必要があるときは定例日によらないことができる。

2 甲は、前項で計量した水量を当月の使用水量とし、受水事業者に通知する。

3 第1項で設置した水道メータが故障、埋没等のため受水事業者の使用水量が不明なときは、甲と受水事業者が協議の上、甲において使用水量を認定する。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項については、又はこの協定に疑義及びその他必要が生じた場合は、甲と受水事業者が協議の上、処理するものとする。

(効力の発生時期)

第10条 この確認書の効力は、締結の日から生じる。

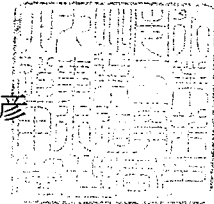
この確認書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲及び受水事業者は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年3月28日

甲 北九州市水道事業管理者

北九州市水道局長

吉 田 一 彦



乙 宗像地区事務組合

組合長

小 山 達 生



丙 古賀市水道事業管理者

古賀市長

竹 下 司 津 男



丁 新宮町長

中 野 昌 昭



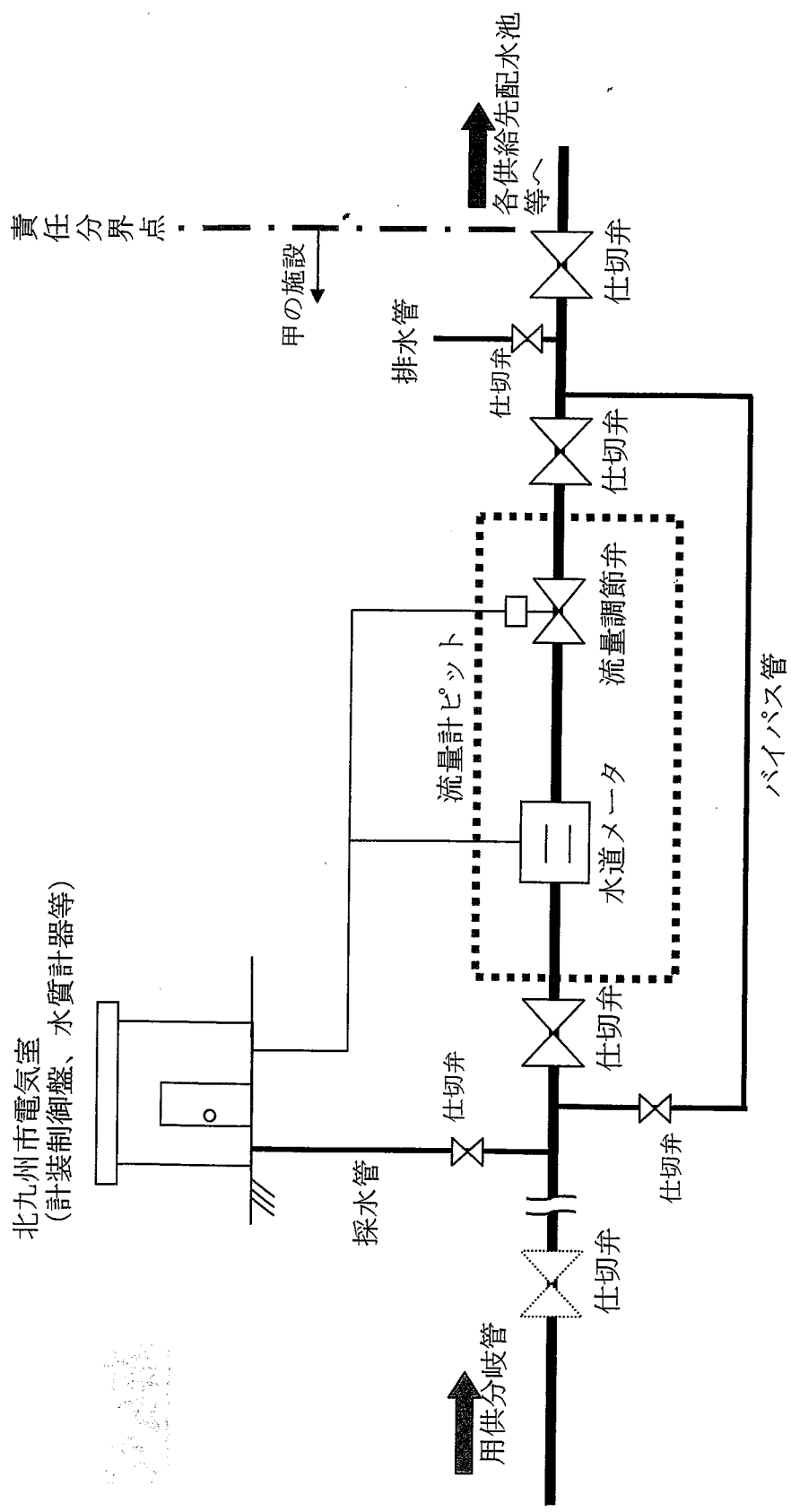
別 表 1

| 市 町 | 1 日当たりの給水量<br>(立方メートル) |
|-----|------------------------|
| 乙   | 13,000                 |
| 丙   | 3,000                  |
| 丁   | 4,000                  |

別 表 2

| 期 間                  | 料 金                                                                              |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 供用開始から平成 27 年度まで     | 1 立方メートルにつき 80 円<br>に当該月の使用水量を乗じて<br>得た額（消費税の額に相当す<br>る額及び地方消費税の額に相<br>当する額を含む。） |
| 平成 28 年度から平成 32 年度まで | 1 立方メートルにつき 90 円<br>に当該月の使用水量を乗じて<br>得た額（消費税の額に相当す<br>る額及び地方消費税の額に相<br>当する額を含む。） |

別紙施設概要図  
(参考図)



※参考図は代表的な施設である

北九州市水道用水供給事業の供給に関する確認書の一部を変更する確認書

平成23年3月28日付けで締結した北九州市水道用水供給事業の供給に関する確認書の一部を変更する確認書を次のとおり締結する。

別表1中「13,000」を「15,000」に、「3,000」を「7,000」に改める。

この確認書の適用時期は、令和7年4月1日からとする。

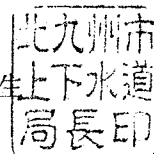
この確認書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月31日

甲 北九州市上下水道局

代表者 北九州市水道事業管理者  
北九州市上下水道局長

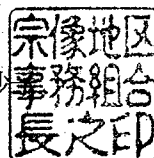
持山 泰生



乙 宗像地区事務組合

代表者 組合長

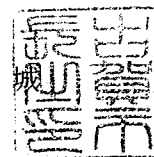
伊豆 美沙



丙 古賀市

代表者 古賀市水道事業管理者  
古賀市長

田辺 一



丁 新宮町

代表者 新宮町長

桐島 光昭

